## 半田市フラワーコンクール実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、フラワーコンクール(以下「コンクール」という。)を実施することにより、花いっぱいのうるおいのあるまちづくりを促進し、もって緑化意識の高揚を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 コンクールの対象は、市内の一般家庭、店舗、施設、各種団体等が、庭、花壇、 プランター、コンテナ、ハンギングバスケット等に育成させた花とする。

(参加申込)

第3条 コンクールへの申込みをしようとする者は、フラワーコンクール参加申込書 (別記様式)を所定の期日までに市長に提出するものとする。

(審查)

第4条 市長は、申込みのあった作品について、デザイン、配色及び育成状況並びに管理状況を審査し、各賞を決定するものとする。

(表彰)

第5条 市長は、前条の規定により受賞が決定された作品について表彰を行うとともに、 市報等により公表するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月1日から施行する。

半田市長 殿

## フラワーコンクール参加申込書

年

月

日

住 所	
ふりがな	
氏 名	
(店舗・施設・団体)	
連絡先	自宅電話携帯電話
作品の種別	庭・花壇・プランター・コンテナ・ハンギングバスケット・その他
作品の設置場所	半田市